

せたな町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓により利用可能な行政サービス(制度・手続き)

令和8年4月1日現在

No.	制度・サービス名	制度内容・利用方法	受領証等		担当課
			提示必要	提示不要	
1	町営住宅の入居	パートナーと町営住宅への入居が可能	○		建設水道課
2	税関係の証明書の発行	同一世帯のパートナーは、委任状不要で申請可能	○		税務課
3	軽自動車税(種別割)の減免(身体障害者等)	障がい者本人所有又は、障害がある方と生計を同じくするパートナーが所有し障がい者のために使用する軽自動車について申請可能	○		税務課
4	住民票の続柄の記載	パートナーが同一世帯の場合、申出により世帯主との続柄を縁故者に変更することが出来る。	○		町民課
5	住民票の交付	パートナーが同一世帯員の場合、委任状なしで住民票の発行が出来る。		○	町民課
6	保育所、認定こども園での送迎	保護者から事前に届出・連絡があれば、パートナーの方も送迎ができます。		○	健康推進課
7	保育給付認定等申請	パートナーも子どもの保護者として利用申込できます。 ※子どもを現に監護している場合(同一世帯・同一住所・同一生計の場合)に限り申込可能です。 ※宣誓制度を利用する場合、申込書の続柄欄の内容や子の氏名の記載の有無に関わらず、「ひとり親家庭」ではなくなります(保育所等の入所の判定や保育料の算定などに影響が生じます)。		○	健康推進課
8	放課後児童クラブ(学童保育)の利用申請	パートナーも子どもの保護者として利用申込できます。 ※子どもを現に監護している場合に限り申込可能です。		○	健康推進課